

(仮称)札幌市第2斎場整備運営事業 要求水準書に対する質問回答

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第	()	加	(加)	英記号	(英記号)		
1	接続道路	4	2	1	(1)	オ	(ア)		山口東3号線の将来整備予定はあるか。ある場合、計画内容を示されたい。	予定はありません。
2	地質調査について	5	2	1	(1)	キ			「本件施設の建設のために更に地質調査が必要な場合は、事業契約締結後、事業者の判断により実施するものとする」とあるが、契約書(案)第21条では地質調査を義務付けている。事業者の判断により必要無いとすることができですか？	契約書(案)第21条は、乙が必要と判断した場合の規定であり、義務付けているものではありません。必要の有無は事業者において判断して下さい。
3	周辺インフラ整備状況について	5	2	1	(1)	ク	(ウ)		「仮称第2斎場連絡線道路の縦断配水管に接続する。」とありますが、参考図書別紙2-3のどの部分を指しているのでしょうか。	斎場予定地は下水(雨水)の処理区域外であることから、一般的には開発地内の雨水を集約した上で雨水調整池に流入させ、新設道路の縦断配水管あるいは流末排水管に接続することになります。接続位置は雨水調整池の配置位置で決まります。縦断配水管は新設道路の車道の下にシングルで設置する予定ですが、勾配等については検討中です。このため、接続位置等については想定して提案して下さい。落札者決定後に市の河川課等関係部局と詳細について協議して下さい。
4	外国人にも配慮したわかりやすい誘導表示について	10	2	2	(1)	フ			外国人にも配慮した誘導表示とは、英語だけを念頭におけばよろしいでしょうか。	「外国人にも配慮した誘導表示」とは、必ずしも言語に限るものではなく、サイン(ピクトグラム等)によるものも含んで考えており、事業者の具体的な提案によります。
5	ア 動線計画	10	2	2	(1)	フ			外国人とは具体的には英字表示ということですか。	N04と同じ
6	利用者にやさしい施設について	10	2	2	(1)	イ			施設を「誘導的基準」ではなく、「基礎的基準」で計画した場合は、落札者選定基準からして減点対象となりますか？	本件施設を「札幌市福祉のまちづくり条例」の「整備基準」を満たすことは必須条件です。「北海道福祉のまちづくり条例」による「誘導的基準」の適合建築物とするかは、事業者の判断によりますが、「落札者決定基準 2 評価点項目の評価」に基づく評価の一部には反映されます。
7	緑地帯について	10	2	2	(1)	ウ	(ア)		植樹の幅は15m程度となっていますが、「程度」の幅は±10%すなわち13.5~16.5mの幅と考えると宜しいでしょうか？	「15m程度」は目安です。「程度」の幅の設定は事業者の判断によります。なお、条例で定める緑地率、緑化率は遵守して下さい。
8	駐車場計画	10	2	2	(1)	ウ	(イ)		駐車場計画について敷地内に車両が並ぶことができるスペースを十分に確保するとあるが、そのスペースは里塚斎場の利用実態から想定された駐車スペース(バス49台・霊柩車3台)とは別に確保するという意味か。その場合、バス・霊柩車等の並ぶ台数はそれぞれ何台程度を想定しているか。	「敷地内に車両が並ぶことのできるスペース」とは、駐車スペースではなく、公道からエントランスまでの敷地内通路のことを意味しています。その長さや受付待ちの霊柩車等が公道まで並ぶのを避けるための措置は要求水準書53ページ 2(1)ア(ア)及び(イ)を考慮して提案して下さい。
9	駐車場計画について	10	2	2	(1)	ウ	(イ)		火葬集中日には、公道まで渋滞の影響が及ばないように、敷地内に車両が並ぶことができるスペースを確保するとありますが、当該要求水準に従って駐車場計画を行ったにもかかわらず、想定以上の車両が集中したために、結果的に公道まで渋滞の影響が及んでしまった場合は、事業者側に責はないと解釈してよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。(N08参照)
10	雨水調整地の設置について	11	2	2	(1)	ウ	(イ)		当該敷地(4ha)以外からの雨水流入は無いものとして雨水調整地の計画をしてよろしいですか。御指示願います。	開発地の造成高によりますが、提案は当該敷地以外からの雨水流入は無いものと想定して下さい。落札者決定後に市の河川課等関係部局と詳細について協議して下さい。なお、当該地域の雨水排水は濁川に接続する排水樋管(市が改築予定)が流末となります。
11	雨水調整地の設置について	11	2	2	(1)	ウ	(イ)		本計画では雨水流出抑制について、雨水調整地のみを選択しなければならないでしょうか。例えば、雨水調整地に流入する前に砕石空間貯留及び地下浸透方式の併用等で雨水調整地の負荷低減を図る方式は採用できないでしょうか。御指示願います。	流出抑制施設には貯留型と浸透型のタイプがあり、ご質問にあるような上記2つの機能をもつ併用型(貯留浸透型)も考えられます。ただし、札幌市域内の開発行為においては併用型の事例はありません。ほとんどが掘込式の貯留池(駐車場や公園、グラウンド等を利用した兼用貯留池もあります。)です。また、土質、浸透能力、地下水位等から浸透が確実な地域については浸透方式で抑制した地域もあります。入札にあたっては雨水調整池のみで提案して下さい。落札者決定後に市の河川課等関係部局と詳細について協議して下さい。

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	第	()	加	(加)	英記号 (英記号)		
12	雨水流出抑制概要書について	11	2	2	(1)	ウ	(I)	「第2 斎場造成に伴う雨水流量抑制対策概要書」(別紙2 3)の算定条件一排水計画一濁川の比流量の単位 0.0732 m ³ /s/k m ² でよろしいですか。御指示願います。	「第2 斎場造成に伴う雨水流出抑制対策概要書」(別紙2 3)の算定条件一排水計画一濁川の比流量の単位 0.0732 m ³ /s/k m ² を0.0732 m ³ /s/haに訂正します。調整池を設計する場合は、開発前のピーク流出量まで調整するか、あるいは放流先水路の能力見合で決定することになります。濁川の比流量は0.0732m ³ /s/haですが、雨水が調整池 道路排水縦断管 排水流末管 排水樋門(改築予定)のような経路をたどる場合、それぞれの排水路が持つ比流量を算出し、最も小さな値を決定した比流量として、開発行為の指導を行います。
13	公園予定地からの眺望について	11	2	2	(1)	ウ	(オ)	8/5の入札説明会において、当該項目について、公園予定地からのスケッチを提案に求めるとの口頭での説明がありました。これは、様式4-4でスケッチを用いた表現を求められているので、当該様式だけに関係することでしょうか。あるいは、施設計画提案図面における、外観透視図にも関係することでしょうか。	お考えのとおり、様式4-4でのみ表現を求めるものであり、外観透視図として求めるものではありません。
14	下水道(汚水)	11	2	2	(2)	イ		下水道(汚水)について、接続道路レベルから想定される敷地造成レベルは国道337号線レベルよりも低い筈であり、その場合公設樹の接続レベルは通常の深さでは逆勾配となってしまう可能性があるが、接続道路下の汚水放流管があくまで自然流下可能なレベルで公設樹に接続できるものと考えてよいか。また、要求水準書で汚水放流方式について加圧方式か自然流下方式かを入札参加者の提案としているのはどのような意図か。	下水管の埋設深さから自然流下は可能と判断しております。加圧方式か自然流下方式かは、工期や工事費、維持管理費などを勘案し事業者が判断して下さい。
15	インフラ整備との接続について	11	2	2	(2)	ウ		「敷地外付近の雨水接続樹(道路工事で設置に敷地から締め水を放流する。）」とありますが、具体的に樹の位置、樹の深さをご教示下さい。又、この場合、上記内容との整合性は、どのようにお考えでしょうか。	現時点で建物の計画ができていないため樹の設置位置等については決定できません。提案書作成にあたり樹の位置、深さ等は想定して下さい。落札者決定後に市の河川課等関係部局と詳細について協議して下さい。
16	下水道(雨水)について	11	2	2	(2)	ウ		敷地外付近の雨水接続樹(道路工事で設置)に敷地からの雨水を放流する。とありますが、雨水調整地との関係はどう考えたらよろしいのですか。市施工の計画道路に接する当該計画敷地の一部から流出する雨水を雨水接続樹に放流しても良いという事でしょうか。御指示願います。	N03,10,11,12,15を参照して下さい。
17	下水道(雨水)	11	2	2	(2)	ウ		下水道(雨水)について、雨水接続樹の予定位置、レベルを提示されたい。また、雨水接続樹～流末濁川樋門に至る工事の詳細についても同時に提示されたい。	N015と同じ。道路排水縦断管及び樋管については平成15年度に市が施工する予定です。詳細については設計中です。
18	ガスの引込について	11	2	2	(2)			ガスの引込について、敷地境界線近傍までの市道内のガス管整備は、市側で整備する計画はございますか？	市側で整備する計画はありません。
19	火葬炉の廃熱利用について	12	2	2	(3)			「火葬炉等の廃熱の再利用は事業者の判断による」とあるが、火葬炉の廃熱を再利用した場合、遺族心理や倫理上の問題が生じた場合の対応は、市が負担すると考えて宜しいですか？	お考えのとおりです。
20	火葬炉の廃熱利用について	12	2	2	(3)			「火葬炉等の廃熱の再利用は事業者の判断による」とあるが、火葬炉の廃熱を再利用した場合、遺族心理や倫理上の問題が生じるなどの理由から、落札者選定基準からして減点対象となりますか？	遺族心理や倫理上の問題を理由に減点することは想定していませんが、排熱利用システムを採用することによって、窒素酸化物等の公害防止基準が守れないことが懸念されるなど、環境保全対策上の問題が生じると判断される場合は減点対象になります。
21	構内情報通信網設備	13	2	2	(3)	ア	(I) g	構内情報通信網設備について配管配線工事を行うとあるが、主要な機器、端末機器の大まかな想定場所を提示されたい。	「配管配線工事」は「配管工事」に訂正します。「主要な機器、端末機器の大まかな想定場所」については、事業者の判断により想定して下さい。
22	防犯設備について	14					p	建物出入口の常時出入監視と監視設備等の設置とありますが、出入管理であれば、カード登録等の読み取り管理も可能ですが、常時出入監視となると、常駐(又は械警備基地局)によるカメラ監視が出入口の立哨となりますが、要求水準としては、何処までを要求していますか？	事業者の判断により適切な計画をして下さい。
23	外部施設ゾ	17	2	3	(1)	ア		敷地周囲には植栽、塀等の柵を設けるとあるが、植栽が十分に密植されていれば、全周に塀等の柵を設置しなくてよいと解釈してよいか。	夜間、休日等の外部者の進入を防止するため、全周に塀等の柵を設置してください。

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第	()	加	(加)	英記号	(英記号)		
24	必要備品等	20	2	3	(2)	イ			施設概要・仕様の必要備品等について、待合ロビーと事務室にテレビ端子ユニット+本体とあるが、テレビを見込む(備品整備費に)ということか。その場合の仕様は？	そのとおりです。テレビの大きさ等仕様については、事業者の判断にまかせます。
25	事務ゾーンについて	22		3	(2)	ウ			表中の会葬者用便所のところに記載しております事務ゾーンとは具体的にどこを指すのでしょうか。	「事務ゾーン」を「管理ゾーン」に訂正します。要求水準書のP22,23に示す室を想定しています。
26	火葬炉29基の内訳について	30	2	4	(1)	ア	(7)	a	火葬炉29基(標準炉27基・大型炉2基)とありますが、大型炉の基数が増えても宜しいでしょうか？当方は契約書第5条2を読む限り可能と考えます。それとも大型炉と標準炉の内訳は変えられないのでしょうか？	全炉を大型炉とする場合、標準炉で火葬できる大きさの柩については火葬時間60分、冷却時間15分以内(要求水準書p31)を満足できるものとして下さい。なお、燃費等の光熱水費や修繕費などは審査対象となります。
27	(連続測定)の意味について	32		4	(1)	イ	(7)	g (a)	表中、「窒素酸化物 250PPm以下」のあとに(連続測定)とありますが、この意味をお示し下さい。	排ガス検査時の窒素酸化物の測定を、再燃焼炉着火時から主燃焼炉消火時まで連続で行い、1工程の平均値を算出することを意味しています。表中の他の物質も同様の測定をしますので、窒素酸化物の「連続測定」の記載は削除します。
28	市が指定する検査機関について	34		4	(1)	カ	(7)		「なお」書きの部分で「市が指定する検査機関に委託」とありますが、どのような許可、認可、資格などを有する機関が該当するのでしょうか。例えば「環境省ダイオキシン対策室」より出ています「ダイオキシン類の請負調査の受注資格審査」で認められている機関。などをお示しください。	市競争入札参加資格者名簿に登録している業者のうちから実績等を勘案して数社指定しますので、その中から選んで下さい。
29	炉内台車運搬車の数量について	43		4	(2)	カ	(7)	b	表中、「数量」の欄に「標準炉用16台、大型炉用5台」とありますが、標準炉用、大型炉用を兼用できる運搬車とした場合の数量をお示し下さい。	「拾骨用化粧囲い」内に運搬車及び炉内台車を収納して拾骨する場合は18台以上、拾骨用化粧囲いが炉内台車のみを収納・固定する手段を具備する場合は10台以上としてください。
30	受付システムについて	49	2	4	(5)	ア			受付システムは、予約システムと解釈できますが、札幌市の葬送習慣により、予約システムは必要ないと考えますが、ご教示下さい。	本受け付けシステムは、提案者が採用する「当日の斎場での受け付け方式」を意味し、所謂、他都市斎場と同等の予約システムを導入することを意味するものではありません。
31	受付システムについて	50	2	4	(5)	イ	(4)	b	受付システムは、予約システムと解釈できますが、札幌市の葬送習慣により、予約システムは必要ないと考えますが、ご教示下さい。	N030と同じ。
32	火葬場の管理者	52	3	1	(3)				前回の質疑応答にもありましたが、「火葬場の管理者は事業者の職員」とされていることについて、この「事業者」の解釈をSPCの職員と限定せず、SPCから委託された運営業者も含むようにしていただけないでしょうか。	管理者はSPCの職員に限定します。
33	事業者の職員(以下「職員という」)の定義について	52	3	1	(3)				前回の要求水準書案質問回答119では、火葬場管理者は事業者(SPC)の職員でなければならない外部への包括委託は認めないとありますが、逆に言うとき当該管理者以外の職員については、委託先の運営企業の職員を事業者の職員と理解して宜しいのでしょうか？	火葬場管理者及び公金徴収職員以外は委託先の職員でもよろしいです。(N061参照)
34	火葬場の管理者について	52	3	1	(3)				火葬場の管理者は事業者の職員とする、とありますが、SPCの役員あるいは社員が火葬場に常駐する必要があるということでしょうか。	お考えのとおりです。
35	車両の誘導について	53	3	2	(1)	ア	(7)		誘導はガードマン等人間による誘導でなく、機械やサインで行う事も可能ですか。	可能です。
36	受付について	53	3	2	(1)	ア	(4)		合同火葬や焼却の対象となる場合の受付については、通常の会葬者と同様の受付方法となるのでしょうか。里塚斎場での取り扱い方法について、具体的にお示しください。(例えば、混雑時には他会葬者と同様に順番を待つことになるのか、受付時間外での対応を行っているのか、など)	遺族の方が、お骨の引取りを希望する場合は、通常の会葬者と同様の受付になります。また、お骨の引取りを希望しない場合は、順番に関係なく受け付けています。なお、受付時間外は受け付けていません。
37	受付対象者について	55	3	2	(1)	ウ	(7)		火葬場またはその備付物件をき損または滅失するおそれのあるときは、どのような事を想定しているか。御指示願います。	本市では、これまで火葬場の使用を許可しなかった事例はありません。許可に関して判断がつかない場合は事前に市と相談して下さい。
38	申込受付の拒否について	55	3	2	(1)	ウ	(7)		火葬の申込を拒否できる正当な理由として、具体的な判断基準や事例はありますか。また、役所内に対応マニュアルはございますか。	N037と同じ。

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第	()	か	(加)	英記号 (英記号)			
39	受付時間について	55	3	2	(1)	り	(I)		受付時間は午後3時までとありますが、想定以上の火葬件数となり、午後3時を過ぎても、まだ受付待ち行列がある場合は、どのように対処すればよろしいでしょうか。 条例施行規則に則り、受付を終了させることになるのでしょうか。	午後3時前に到着したご遺体は、3時を過ぎても受け付けし、火葬して下さい。
40	事業者の職員（以下「職員という」）の定義について	55	3	2	(2)	7	(7)		事業者の職員とはSPCと直接雇用関係にある職員に限定されるのですか？業務委託先のスタッフを含めてSPCの指揮監督にある者も職員に含まれるのでしょうか？前回の質問回答（119）では火葬場の管理者は事業者（SPC）の職員でなければならないとありますが、受付手続きの依頼等のサービススタッフにまで前者の定義を適用することは賛成できません。	N033と同じ。
41	柩の運搬車への移し替えについて	56	3	2	(2)	1	(1)		「霊柩車等から柩運搬車に載せ替える際には、霊柩車等の運転手と協力して慎重に対応しなければならない」とあるが、これは前回の要求水準案質問回答75「会葬者に対して必要なサービスは事業者で行って下さい」とは抵触しないのですか？逆に言えば拾骨等他のサービスについても葬祭業者が自発的に会葬者を手伝う分には、市も事業者も関知しないという姿勢で宜しいのでしょうか？	里塚斎場においては会葬者に対するサービスを葬祭業者に義務付けていることはありません。会葬者に対して必要なサービスは事業者で行ってください。 霊柩車等の開扉や柩の載せ替えは作業は、非常に注意を要する作業と認識しています。したがって、霊柩車等の運転手と協力して作業を行ってください。 拾骨等他のサービスについては、葬祭業者等が自発的に顧客である会葬者を手伝う分には、事業者においては、必要に応じて葬祭業者等と協力等して、各サービスを進行してください。
42	告別業務を行う「職員」の定義について	57	3	3		7			職員とはSPCと直接雇用関係にある職員に限定されるのですか？業務委託先のスタッフを含めてSPCの指揮監督にある者も職員に含まれるのでしょうか？前回の質問回答（119）では火葬場の管理者は事業者（SPC）の職員でなければならないとありますが、告別業務のサービススタッフにまで前者の定義を適用することは賛成できません。	N033と同じ。
43	炉前業務を行う「職員」の定義について	57	3	4		7			職員とはSPCと直接雇用関係にある職員に限定されるのですか？業務委託先のスタッフを含めてSPCの指揮監督にある者も職員に含まれるのでしょうか？前回の質問回答（119）では火葬場の管理者は事業者（SPC）の職員でなければならないとありますが、炉前業務のサービススタッフにまで前者の定義を適用することは賛成できません。	N033と同じ。
44	拾骨業務を行う「職員」の定義について	59	3	5		7			職員とはSPCと直接雇用関係にある職員に限定されるのですか？業務委託先のスタッフを含めてSPCの指揮監督にある者も職員に含まれるのでしょうか？前回の質問回答（119）では火葬場の管理者は事業者（SPC）の職員でなければならないとありますが、拾骨業務のサービススタッフにまで前者の定義を適用することは賛成できません。	N033と同じ。
45	拾骨の手助けについて	59	3	5		7			「事業者の業務範囲は拾骨の説明と、いわゆる喉仏と胸仏の選別までとし、拾骨作業を手伝うことまで求めないが喪主等から依頼があた場合には（以下略）」とあるが、葬祭業者が自発的に会葬者の拾骨を手伝う分には、市も事業者も関知しないという姿勢で宜しいのでしょうか？前回の質問回答75との関連で質問致します。	拾骨について、葬祭業者等が自発的に顧客である会葬者を手伝う分には、事業者においては、必要に応じて葬祭業者等と協力等して、各サービスを進行してください。
46	拾骨業務	59	3	5		1	(ウ)		「適宜会葬者の宗教に合わせて行うものとする」と有りますが具体的な違いを教えてください。	例えば、キリスト教では、箸渡しがないものと考えております。
47	適切な焼骨状態について	61	3	6		1	(1)		「焼骨がある程度まとまったかたちで遺族の目にふれるように」とありますが、どういう意味でしょうか？焼き過ぎて骨がボロボロになってはいけないという意味でしょうか？	拾骨しやすい状態になるように火葬するという意味です。
48	特別控室提供業務	62	3	7	(1)	1			「本件施設利用者、その他市が認めた以外の者に対して、特別控室を提供してはならない。」とありますが、その他市が認めた者の例をお示ください。	現時点では想定していません。その必要が生じた時点で協議します。

No	タイトル	該当箇所								質問	回答
		頁	第	()	加	(加)	英記号	(英記号)			
49	弁当について	62	3	7	(2)	7				弁当の販売を認めないのは、葬祭業者（仕出屋）の保護の為と推測しますが、彼らが持込んだ弁当箱やペットボトルのゴミを、事業者が費用を負担して処分するのは筋が通らない気がします。空き箱等は持込んだ業者に引き取らせたりゴミ処分に要する費用を請求したりすることは可能でしょうか？	一般的に市民への啓発は必要と思われるが、利用者に対し直接指導すること、持ち帰りを強要すること及び業者からごみ処理費用を徴収することは認められません。ごみ処理に必要な費用は見込んで下さい。
50	給茶サービスについて	62	3	7	(1)	7				特別控室の利用者に対して給茶サービスを行うとありますが、里塚斎場では、夏場は冷たいお茶のサービスを行っているのでしょうか。	していません。
51	特別控室提供業務・売店等運営業務	62	7			7				売店商品・軽食堂の販売価格は事業者の任意と言う理解でよろしいですか。	お考えのとおりです。
52	記録の保存について	65	3	8	(4)	7				電子データ化する際の保存形式についてご指定がございましたらご教示下さい。	データの保存形式も含めて各種記録の作成等については、今後、市と事業者で協議して決めます。
53	広報活動について	65	3	8	(6)	7				施設案内リーフレット・ビデオ等の作成とありますが、情報媒体及びその予定数により、コストがかなり変わってきます。作成配布する情報媒体及びその予定数をご教示ください。	稼働直後は、かなりの施設見学者が訪れると思われます。情報媒体及び予定数は事業者が想定して下さい。
54	供養の実施時期について	70	3	10	(1)	7				1年に1回供養を実施するとありますが、里塚斎場では、例年、何月頃に実施されているのでしょうか。	里塚斎場では毎年、8月8日前後（お盆前）に行っています。
55	点検記録について	76	4	2	(3)	4	(1)			建築設備保守管理業務に空気環境測定記録を行うことと記載されていますが、本施設は「ビル管法」の対象施設外と思われます。空気環境測定は市側からの要求事項と考えて、よろしいでしょうか？また、その場合には測定対象は火葬炉ゾーン以外の部分と考えてよろしいでしょうか？	お考えのとおりです。
56	ゴミの収集・集積について	79	4	2	(4)	9				ゴミの収集・集積でゴミ種類別（一般ごみ、リサイクルゴミ、産業廃棄物など）の収集費用（キログラム当たり？円など）をご指示ください。また、ごみ収集の市の指定業者がございましたら、ご指示ください。	事業所から排出される一般廃棄物については（財）札幌市環境事業公社が収集運搬します。収集料金は同公社にお問合わせ下さい。産業廃棄物の収集料金は処理業者に直接お問合わせ下さい。
57	(6)警備業務について	81	3		(1)	(2)				「24時間 365日警備」ということで有人・無人の区別はありませんが、夜間や閉場日は機械警備対応としても、閉場日の日中は有人警備が必要なのでしょうか？	有人警備か無人警備かは事業者で判断して下さい。
58	警備業務について	81	4	2	(6)	3	(1)			24時間、365日警備を行なうとありますが、施設の開場日は1月1日と友引以外の日と他ページに記載されています。開場日以外は機械警備を使った警備と考えてよろしいでしょうか？	N057と同じ。
59	(6)警備業務について	81	4				(7)			時間外の出入管理とは、警備か下登録の読取りによる出入者特定でも可能でしょうか？	時間外の出入のほとんどは、修繕業者、工業者、清掃業者等と思われます。事業者で判断して下さい。
60	公金の払込について	84	5	1						徴収した公金については、札幌市指定金融機関等に払い込むとありますが、払込手数料は発生するのでしょうか。発生する場合はその金額、及び負担者について具体的にお示しください。	公金については、払込手数料はかかりません。
61	公金徴収業務の再委託について	84	5	3						SPCが公金徴収業務を構成員企業等の第三者（もちろん委託先は「入札参加提案」で明示された企業になりますが）に委託することは再委託にはあたらないと考えて宜しいでしょうか？それとも公金徴収業務だけはSPCが直接職員を雇用して行えという意味なのでしょうか？	公金徴収業務は、SPCの構成員企業等の第三者に再委託することはできません。雇用形態（正職員、非常勤職員、臨時職員、派遣職員等）は問いませんが、SPCが直接職員を雇用し、第2斎場の管理者等の責任者の指揮命令系統の下で公金徴収業務を行ってください。